

旭川市パートナーシップ宣誓制度の開始について

I 制度の開始

1 運用開始

令和6年1月16日（火）

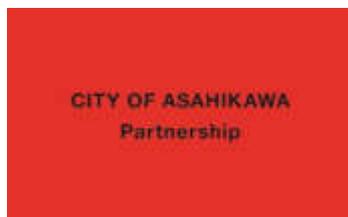
2 利用方法

- (1) 申込
 - ・電子フォーム又は電話 ※宣誓の5営業日前まで。
 - ・居住地以外での宣誓を希望する場合であっても、申込は居住地に行く。
- (2) 受付
 - ・女性活躍推進課が行う。
- (3) 宣誓
 - ・個室対応（6階相談室）を想定。
 - ・個室を希望しない場合は女性活躍推進課執務室カウンターで対応。
 - ・希望者には専用タペストリーを背景に記念撮影を行う。



- ・旭川市民以外が旭川市で宣誓した場合は、受領した必要書類一式を簡易書留で居住地の自治体に郵送する。

- (4) 交付
 - ・宣誓書受領証は即日交付。
 - ・受領カードは後日郵送により交付する。



- ・市民以外が旭川市で手続きを行った場合は、後日、居住地の自治体から宣誓書受領証と受領カードが郵送で交付される。

3 利用状況（令和6年1月22日現在）

	旭川市民	7 町 民
宣誓申込数	3 組	0 組
宣 誓 数	1 組	0 組

4 自治体間連携

利用者の利便性向上を図るため、自治体間連携に係る協定を締結。

(1) 道内導入済自治体

札幌市・函館市・帯広市・北見市・岩見沢市・苫小牧市・江別市・北斗市

(2) 上川中部1市7町

旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・愛別町・比布町・東川町・美瑛町

5 利用可能な行政サービス

(1) 市営住宅への入居申込等

パートナーとの入居申込，同居申請をすることができる。

(2) 市立病院における病状説明・各種同意（手術・輸血等）

代諾者，同席者として，現在でも縁故者を可としているが，パートナーを患者本人の意向により，配偶者と同等として取り扱うことができる。

(3) 各種職員手当受給のための届出（市職員対象）

パートナーを配偶者と同等として，各種手当（扶養手当，寒冷地手当等）の届出をすることができる。

II 制度の周知・P R

1 周知方法

- (1) 定例記者会見での公表
12月27日の定例記者会見において、制度内容や手続きについて発表
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) チラシの配布
- (4) 関係各所に制度導入のお知らせのチラシを送付

配布先	配布数	配布時期	備考
市内事業者	3,800	1月初旬	商工会議所から会員宛に郵送
不動産業者	400	1月初旬	宅建協会を通じて会員宛に郵送
市内医療機関	230	12月下旬	医師会を通じて会員宛に郵送
法曹関係	300	12月下旬～ 1月上旬	有識者会議委員を通じて、弁護士会・裁判所・司法書士会に配布
小中学校	77	1月中旬	
小中学校長会	77	1月16日	
高校・大学	17	1月中旬	

III パートナーシップ宣誓制度に係る今後の予定

1 旭川市パートナーシップ制度有識者会議

- (1) 導入後の運用状況を踏まえ、制度内容の検証を実施
- (2) 周知方法や当事者等への対応支援について意見聴取を実施

2 上川中部1市8町による導入

令和6年1月16日付けで同時に運用開始となった旭川市と7町（鷹栖町・東神楽町・当麻町・愛別町・比布町・東川町・美瑛町）に加え、4月から上川町でも導入となり、上川中部1市8町の連携協定が締結される見通し。

IV 対応支援

1 LGBTQ電話相談

- (1) 日 時 毎月第1火曜日 16:00～19:00 (初回: 2月6日)
- (2) 場 所 女性活躍推進課執務室
- (3) 内 容 本人や周辺者(家族・友人等)からの日常での悩みや困りごとについて相談対応を実施

2 ガイドブックの作成

企業や団体などを対象として、性のあり方の多様性を理解し認め合う職場づくりのためのガイドブックを作成し、ホームページに掲載する。

- (1) 性の多様性に関する基礎知識
- (2) 性の多様性への理解について
 - ア 当事者が直面している課題
 - イ 職場で理解を深めることの重要性
 - ウ 国等における取組
- (3) サービスや商品等の提供者としての取組例
- (4) 雇用主としての取組例 など

3 研修会の開催

- (1) 出前講座
 - 学校等からの要請に応じて性の多様性などについて講座を実施。
 - 実施の際は、札幌の支援団体から講師を招聘している。
- (2) LGBTQ研修会
 - 企業等を対象に、職場環境や顧客対応において配慮すべき事項等について研修会を実施する。